

し、紀川郡の中央を流るゝを以て、郡中堰渠を所々に作りて、灌漑の利あり、田畠皆沃腴にして、五穀の性少し伊都に譲るといへども、名草に勝れり、且川あるを以て運漕の便あり、又山あるを以て薪柴乏しからず、通じてこれを論するに、民の生産宜しといふべし、郡中商買多くして、輕薄の風あり、山中の諸村といへども、又大に寒乏に至るものなし、粉河あり、根來あり、高野の街道にて、中世天子の臨幸、公卿の參詣屢なりし故郡中繁昌して舊跡等も亦多し、

〔續日本紀元正〕神龜元年十月癸巳行至紀伊國那賀郡玉垣勾頓宮、

〔東大寺要錄〕別功德分庄、

〔紀伊國那賀名草兩郡十二町九段廿步〕

名草郡

〔紀伊續風土記〕名草郡總論、

孝德天皇の御代、國郡を定め給ひしより、名草を以て郡名とし給ひしなり、國造舊記曰、十九代大是なり、則其名義は詳ならず、或說に、渚の義ならむといへり、奈木左とあり、木と久とは語通ひて古の地形に據ればよ、郡の廣袤東は那賀郡に接し、西南は海部郡に接し、西北は和泉國日根郡に界す、東西行程六里餘、南北三里半、○中古より諸郡の中にて、田野平曠にして、播種地に宜く、五穀蔬菜より草蓏衆草に至るまで、生殖せざる物なし、人民富庶にして、郷里の數も他郡より多き事數倍す、官知神も亦多し、國中輻湊の地なること知べし、故に古より國造こゝに居し國府を此郡に建られ、直川莊守護も亦是に居れり、○中野大抵國中の貴族著姓爰に出ざる者なし、○下

〔續日本紀元正〕養老七年十一月丁丑、下總國香取郡、○中紀伊國名草郡等少領已上、聽連任三等已上親、

〔紀伊續風土記〕海部郡總論、

當郡總て七莊、名草、在田、日高三郡の濱海の地にして、壤地三斷して、接續せず、加太、木本、雜賀三莊

海部郡